AppSuite アプリ作成支援サービス　サービス約款　2023 年 5 月 1 日　第 1 版

第 1 条（目的）

株式会社ネオジャパン（以下「当社」といいます。）は、第 2 条（定義）第 1 号に定める本サービスに適用される規約として「AppSuite アプリ作成支援サービス約款」（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第 2 条（定義）

本規約における主な用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

（１）「本サービス」とは、当社がお客様に提供する「AppSuite アプリ作成支援サービス」をいいます。

（２）「本規約等」とは、本規約、個別規約及び当社 Web サイトをあわせていいます。また、当社とお客様の間で、本サービスの提供に関して別途契約を締結している場合は、当該契約を含みます。

（３）「お客様」とは、本サービスの利用を申し込まれる法人、団体、組合又は個人、及び本サービスを利用される法人、団体、組合又は個人をあわせていいます。

（４）「販売店」とは、本サービスの販売に関して、当社と契約を締結している法人、団体、組合又は個人（当該法人、団体、組合又は個人の委託先を含みます。）をいいます

第 3 条（規約の適用）

1．当社は、本規約等に基づいて本サービスを提供します。

2．お客様が当社の販売店から本サービスを購入している場合、本サービスの対価の支払い条件についてはお客様と当該販売店の間で取り決めた条件が本規約等に優先して適用されます。なお、当社は、当該支払条件の内容等（当該支払条件に起因してお客様に生じた損害等を含みます。）について一切関知せず、一切の責任を負わないものとします。

第 4 条（サービスの申込）

1．お客様は、本規約等に同意の上、当社又は販売店が定める利用申込書に必要事項を記入し、当該申込書を当社又は販売店に提出することにより本サービスの利用申込を行うものとします。なお、本規約等に同意できない場合、本サービスを利用することはできません。

2．お客様は当社に対し、本サービスの対価として、本サービス見積条件の金額を支払うものとします。

3．当社及びお客様は、本サービスの遂行には両当事者の共同作業及び分担作業が必要とされることを認識し、互いに役割分担に従い分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとします。

第５条（本サービスの仕様）

1．当社は、お客様からの聞き取り内容及びご提出いただいた資料に基づいて、AppSuite アプリ作成の支援を行います。なお、本サービスはお客様が希望される AppSuite アプリの作成が完了することを保証するものではありません。
2．本サービスのお申込後､本サービスの実施により当社からお客様に納入する成果物（以下「成果物」といいます。）が発生する場合、当該成果物をお客様に納入いたします。
3．本サービスの実施に際し、当社はお客様に対して必要な協力を要請できるものとし、お客様は当社から協力を要請された場合にはすみやかにこれに応じるものとします。

第６条（設計書等の管理）

本サービスに関連してお客様から基本設計書及び関連資料等が当社に提供された場合、当社はこれを善良なる管理者の注意をもって厳重に管理、保管するものとします。

第７条（再委託）

1．当社は本サービスの一部を当社の責任において第三者に再委託することができます。この場合､当社はお客様に対し､再委託先の行為について全責任を負うものとします。
2．お客様は再委託先に対して指示等を行ってはならないものとし、万一再委託先の行為がお客様の指示等に基づくものである場合、当社は当該行為につき前項の責任を負わないものとします。

第８条（成果物）

成果物の詳細は別途文書又は電子メールにて通知するものとします。

第９条（期限）

1．本サービスの完了期限は別途文書又は電子メールにて通知するものとします。
2．当社は、完了期限までに本サービスを完了できないと判断した場合は、お客様にその旨を申入れ、お客様と協議を行ったうえで完了期限を変更することができるものとします。

第１０条（条件の変更）

1．本サービスの内容､実施方法等で大幅な条件変更を行う必要があると判断した場合は、両当事者協議の上、変更することができます。この場合、内容、実施方法、金額、完了期限等について協議の上、再見積りを行うものとします。

2．条件変更を行う場合は、お客様と協議の上、従前の発注内容に基づき当社が実施した業務の進捗状況に応じて、それまでの費用をお客様が支払うものとします。

第１１条（確認）

1．当社は、本サービスの完了時に、サービス完了報告書（以下「完了報告書」といいます。）をお客様に対して交付するものとし、成果物がある場合には当該成果物をお客様に対して納入します。

2．お客様は、完了報告書の受領後 5 営業日以内に、この内容を確認し、本サービスのサービス完了確認書（以下「完了確認書」といいます。）を当社に対して交付するものとします。

3．前項の完了確認書の交付した時に本サービスが完了したものとします。

第１２条（代金の支払時期及び支払方法）

1．当社は本サービスが完了したときは、当社の定める手続に従い、本サービスの代金の支払をお客様に請求し、お客様は、当該請求書受領日の翌月末までに当該サービス代金を当社の指定する銀行口座に振込むことにより支払うものとします。

2．前項の支払にかかる消費税等相当額及び振込手数料はお客様の負担とします。

3．当社は、お客様の責に帰すべき事由により第 1 項に定めるサービス代金の支払に遅延が生じた場合、お客様に対して支払時期到来日の翌日から支払を完了した日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し年 6 %を乗じて計算した額を遅延利息として請求することができるものとします。

第１３条（知的財産権の取扱い）

1．本サービス遂行の過程で生じた発明その他の知的財産（特許権その他の知的財産権を受ける権利を含む。）又はノウハウ等（以下、あわせて「発明等」といいます。）に関する一切の特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。)、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」といいます。）は、当社に帰属します。この場合、当社は当該発明等を行った者との間で特許法第 35 条等に基づく特許権等の承継その他必要な措置を講ずるものとします。

2．当社が従前から有していた特許権等を成果物に利用した場合又は前項により当社に帰属する特許権等が成果物に利用された場合、お客様は、本サービスに基づき成果物を自己利用するために必要な範囲で、当該特許権等を実施又は利用することができるものとします。
3．前各項の定めにかかわらず、成果物の著作権については第１４条（成果物の著作権）の定めるところによります。

第１４条（成果物の著作権）

1．成果物のうち、プログラムの著作物について、当該プログラムに結合され又は組み込まれたもので当社が従前から有していたプログラム（コンテンツ及びデータベースを含む）及び当社が本サービスの実施中新たに作成したプログラム（コンテンツ及びデータベースを含む）の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む）は、当社に留保されるものとします。ただし、お客様は納入された当該プログラムの著作物の複製物を著作権法第 47 条の 3 の規定に基づき複製、翻案することができるものとします。
2．成果物のうち当社が従前から有していたドキュメントの著作権及び当社が本サービスの実施において新たに単独で著作したドキュメントの著作権は、当社に留保されるものとし、お客様は、本サービスに基づき成果物を自己利用するために必要な範囲でこれらを著作権法に従って利用できるものとします。
3．当社は本サービスにて作成した成果物を当社ウェブサイト等に公開及び第三者に対して使用を許諾することができるものとします。ただし成果物に含まれるお客様固有の情報については公開の範囲には含めないものとします。

第１５条（成果物の保証）

1．成果物に AppSuite アプリのサンプルとなる AppSuite アプリのテンプレートファイル（以下「テンプレート」といいます。）が含まれる場合、テンプレートについては原則無保証とします。当社はテンプレートがお客様の特定のご要望を満足させること、正常に動作すること、バグ等が発生しないこと、使用した場合に第三者の知的財産権の侵害等の問題が発生していないこと等について何ら保証するものでありません。
2．当社はテンプレートについて契約不適合責任を負わないものとします。
3．テンプレートはこれを利用した場合にお客様がご希望される AppSuite アプリを完成できることを保証するものではありません。また、お客様がテンプレートを修正、改変等し、作成したアプリの動作不良、第三者の権利侵害、バグ等の発生について当社は一切責任を負いません。

第１６条（作成支援の継続）

お客様からのご要望により本サービス完了後も作成支援を継続する場合があります。この場合の支援方法､サービス代金については別途協議の上､決定するものとします。

第１７条（権利義務の譲渡の禁止）

当社及びお客様は、本サービス上の地位並びに本サービスから生じた権利及び義務を相手方の書面による事前の承諾なくして、第三者に譲渡し、又は担保に供してはならないものとします。

第１８条（サービスの解除）

１．当社は、お客様に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本サービスの全部又は一部を解除することができるものとします。

（１）正当な理由によらないで本規約の全部若しくは一部を履行しないとき

（２）支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合

（３）電子交換所の取引停止処分を受けた場合

（４）公租公課の滞納処分を受けた場合

（５）解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき

（６）前各号のほかお客様が本規約に違反し、その違反によってサービスの目的を達成することができないと認められるとき

２．お客様は、書面により当社に通知することにより本サービスの全部又は一部を解除することができるものとします。ただし、すでに実施された本サービスの割合に応じた代金を支払うものとします。

第１９条（損害賠償）

１．当社及びお客様は、本サービスの履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、相手方に対して次項所定の限度内で損害賠償を請求することができるものとします。

２．当社又はお客様の本サービスの履行に関する損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、お客様が支払う本サービス料金の総額を限度とします。ただし、当該損害が損害賠償義務者の故意又は重過失に基づく場合はこの限りではないものとします。

第２０条（免責）

１．当社がお客様に対して負担する責任範囲は前条の範囲に限られるものとし、次の各号の事由によりお客様に生じた損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、一切責任を負わないものとします。

（１）天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力

（２）テンプレートの利用を要因とする損失（故意又は重過失を除く）

（３）当社の責に帰すことのできない事由による納品物の搬送途中での紛失等事故

（４）再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任及び監督について当社に過失等の帰責事由がない場合

（５）理由を問わず本サービスの実施によりお客様のご要望されるアプリが完成しない場合

（６）その他当社の責に帰すことのできない事由

２．当社は、お客様が本サービスを利用することにより、お客様と第三者との間で生じた紛争について一切責任を負わないものとします。

第２１条（秘密情報の取扱い）

１．お客様及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。

（１）秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報

（２）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

（３）相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

（４）サービス契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

（５）本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2．前項の定めにかかわらず、お客様及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、お客様及び当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

3．秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4．秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます。）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、お客様及び当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ相手方から書面による承諾を受けるものとします。

5．前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、第７条（再委託）所定の再委託先に対して、再委託のために必要な範囲で、お客様から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができます。ただしこの場合、当社は再委託先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。

6．秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（本条第４項に基づき相手方の承諾を得て複製、改変した秘密情報を含みます）を相手方に返還するものとします。

7．本条の規定は、本サービス終了後１年間有効に存続するものとします。

第２２条（個人情報の取扱い）

1．お客様及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」をいいます。以下同じとします。）を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩しないものとするとともに、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとします。

2．個人情報の取扱いについては、前条（秘密情報の取扱い）第３項から第６項の規定を準用するものとします。

3．本条の規定は、本サービス終了後も有効に存続するものとします。

第２３条（反社会的勢力の排除）

１．当社及びお客様は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

（１）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

（２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（３）自己・自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

（４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

（５）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．当社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

（４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

（５）その他前各号に準ずる行為

３．当社及びお客様は、相手方が第１項のいずれか一つに違反すると疑われる合理的な事情がある場合には、当該違反の有無につき、相手方の調査を行うことができ、相手方はこれに協力するものとします。また、当社及びお客様は、自らが第１項のいずれか一つに違反し、又はそのおそれがあることが判明した場合には、相手方に対し、直ちにその旨を通知するものとします。

４．当社及びお客様は、相手方が前三項のいずれか一つに違反した場合は、違反した相手方の有する期限の利益を喪失させ、また、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちに本サービスを解除することができるものとします。

５．当社及びお客様は、前項に基づく解除により違反した相手方が被った損害につき、一切の義務及び責任を負わないものとします。

第２４条（準拠法・合意管轄）

１．本規約等は日本法に準拠します。

２．お客様と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第２５条（協議）

本規約等定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い両当事者協議し、円満に解決を図るものとします。